

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
茨城県指定 第 0870101961 号

当事業所では、ご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供いたします。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことについて次のとおり説明いたします。

【居宅介護支援とは】

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健・医療・福祉のサービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画」を作成します。
- ご契約者の「居宅サービス計画」に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業所と利用者双方の合意に基づき、「居宅サービス計画」を変更いたします。

1. 事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 尚生会
法人所在地	茨城県笠間市笠間 1635-2
電話番号	0296-73-5562 (FAX) 0296-73-5563
代表者名	理事長 山口 伸樹
設立年月日	昭和62年8月21日

2. 当事業所概要

事業所の種類	居宅介護支援
事業所の名称	指定居宅介護支援事業所グリーンハウスみと
事業所の所在地	茨城県水戸市塩崎町3503番地
電話番号	029-350-6622 (FAX) 029-350-6623
開設年月日	平成16年5月1日
サービス提供地域	水戸市、ひたちなか市、大洗町、茨城町、東海村、那珂市。 これ以外の地域の方でも、ご希望の方はご相談下さい。
営業日	月曜日から金曜日（年末年始12/31～1/3は休業）
営業時間	通常の営業時間 午前8:30～午後5:30 ただし、通常の営業時間外であっても、担当の職員が対応いたしますので、24時間いつでもご相談をお受けすることができます。

(1) 職員体制

職 種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人以上
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係る業務	1人以上
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係る業務	2人以上

(2) 社会福祉法人尚生会が展開する事業

○介護保険サービス

- ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護事業
- ・介護老人福祉施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・訪問看護
- ・小規模多機能型生活介護 ・認知症対応型通所介護

○介護予防サービス

- ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防通所介護
- ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防訪問看護

○その他のサービス

- ・ケアハウス

3. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- 1 被保険者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- 2 利用者の心身状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉のサービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 4 事業所の運営に当たっては、市町村及び各サービス事業所及び、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携に努めます。

(2) 当事業所の居宅介護支援の実施概要等

当事業所の『居宅サービス計画書』作成及び『給付管理』は、コンピューターにより迅速かつ正確に行うことができます。

また、『居宅サービス計画書』を作成するための課題分析表として、『新居宅サービス計画ガイドライン』を使用いたします。この課題分析表は、要介護認定の調査項目に準じているため利用者にとっても馴染みやすく、各種サービス事業者との連携がとりやすいことが特徴です。

4. お申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅介護支援利用申込みの受付

- ・『介護保険被保険者証』を確認させていただきます。
- ・『居宅サービス計画作成依頼届出書』を市町村へ届けているかどうか確認させていただきます。
- ・『利用契約書』（本書）にて契約を交わしていただきます。

(2) 課題分析

- ・利用者の身体状況等についてお聞かせ下さい。
- ・相談内容や希望されるサービス等を具体的にお聞かせ下さい。

(3) 居宅サービス計画原案作成

- ・希望されたサービスを中心に『居宅サービス計画書』を作成いたします。
- ・各サービス事業者との調整をいたします。

(4) 利用者への説明と同意の確認

- ・原則として『居宅サービス計画書』のサービスを利用することになりますので、よくご確認下さい。

(5) サービス利用

- ・『居宅サービス計画書』にそったサービスを利用していただきます。

5. 利用料金

(1) 利用料

- 1 利用者は、要介護認定（要支援 1・2 を除く）を受けられている場合には、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。

また、保険料の滞納等により、一時的に法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき所定の居宅介護支援費をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。

この『サービス提供証明書』を_____市・町・村の窓口に出すと、全額払い戻しを受けられます。

要介護度	介護保険給付額	備 考
要介護度 1・2	11,620 円	
要介護度 3・4・5	15,097 円	
初回加算	3,210 円	※ 1
入院時情報連携加算 (I)	2,675 円	※ 2
〃 (II)	2,140 円	
退院・退所加算 連携 1 回	4,815 円 (6,420 円)	※ 3
〃 連携 2 回	6,420 円 (8,025 円)	
〃 連携 3 回	9,630 円	
通院時情報連携加算	535 円	※ 4
特定事業所加算 (I)	5,553 円	※ 5
〃 (II)	4,504 円	※ 6
〃 (III)	3,456 円	※ 7
〃 (A)	1,219 円	※ 8
ターミナルケアマネジメント加算	4,280 円	※ 9

※1 新規に居宅サービス計画を策定した場合、または要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合。

※2 医療機関に入院する際に、必要な情報提供（提供方法は問わない）を行ない、連携を図った場合（I：入院日、II：入院後 3 日以内）。

※3 退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。（ ）はカンファレンスに参加した場合。

連携 3 回については、1 回以上入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

※4 医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必

要な情報提供を受けた場合

※5 下記の全ての条件を満たしている事業所。

- ①主任介護支援専門員が配置されている。
- ②主任介護支援専門員が2名以上配置されている。
- ③常勤かつ専従の介護支援専門員が3名以上配置されている。
- ④常勤かつ専従の介護支援専門員が2名以上配置されている。
- ⑤定期的に会議を実施している。
- ⑥24時間連絡体制を確保しており、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
- ⑦利用者の総数のうち、要介護3～5の方の割合が4割以上である。
- ⑧介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。
- ⑨地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、サービスを提供している。
- ⑩高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等への参加及び他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施している。
- ⑪特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ⑫介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満である。
- ⑬介護支援専門員実務研修における科目等に協力又は協力体制を確保している。
- ⑭ 必要に応じて多様な実施主体が提供する生活支援サービスやインフォーマルサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

※6 ・上記の①、③、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭を満たしている。

※7 ・上記の①、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭を満たしている。

※8 ・上記の①、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭を満たしている。

※9 ・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備。

・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。

・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供。

・人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取り組みを実施。

2 前記の利用料について介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該利用料を変更することができるものとします。

(2) 交通費

サービス提供地域（水戸市・ひたちなか市・大洗町・茨城町・東海村・那珂市）にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です（1kmあたり30円）。

(3) 解約の際の料金

利用者はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

6. 訪問介護等における提供割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

7. サービス提供を行う介護支援専門員

- (1) 居宅介護支援サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- (2) 事業所の都合により介護支援専門員を変更する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮いたします。
- (3) 選任された介護支援専門員の変更を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他変更を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の変更を申し出ることができます。

8. 秘密保持

- (1) 事業者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
- (2) 利用者及びその家族に関する情報は、各居宅サービス事業者へのサービス依頼の際やサービス担当者会議での利用等といった正当な理由が有り、更にその情報の目的と利用範囲を明示し、用いられる利用者等の事前の同意を別紙『個人情報の使用に係る同意書』により得た上で、用いらせていただくことになります。

9. 虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行います。

10. 相談・苦情の窓口

(1) 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情の窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電話 029-350-6622

担当 管理者： 大木 勝之

※ご不明な点は、なんなりとお尋ね下さい。

(2) 当事業所以外の相談・苦情の窓口

当事業所以外に、市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

水戸市役所保健福祉部介護保険課	〒310-08610 水戸市中央 1-4-1 TEL／029-224-1111 FAX／029-232-9230
ひたちなか市役所福祉部介護保険課	〒312-8501 ひたちなか市東石川 2-10-1 TEL／029-273-0111 FAX／029-270-2961
大洗町役場福祉課介護保険係	〒311-1392 東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275 TEL／029-273-0111 FAX／029-270-2961
東海村役場福祉部介護福祉課	〒319-1192 那珂郡東海村東海 3-7-1 TEL／029-282-1711 FAX／029-282-8919
那珂市役所保健福祉部保険課介護・年金係	〒311-0192 那珂市福田 1 8 1 9 - 5 TEL／029-298-1111
茨城町役場民生部福祉課	〒311-1392 東茨城郡茨城町小堤 1080 TEL／029-292-1111 FAX／029-219-1026
茨城県国民健康保険団体連合会	〒310-0852 水戸市笠原町 978-26 TEL／029-301-1550 FAX／029-301-1580
茨城県社会福祉協議会	〒310-0851 水戸市千波町 1918 TEL／029-241-1133 FAX／029-241-1434

1 1. 事故発生時の対応方法

当事業所は、居宅介護支援を提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者等の求めにより文書でもって説明を行います。